

第63条の次に次の1条を加える。

(許可の取消し)

第63条の2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第59条第3項第4号アに該当するに至ったとき。

(2) 前条の規定による事業の停止命令に違反したとき。

2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第59条第3項第4号イからカまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当するとき。

第73条第1項中「減量及び」の次に「廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の」を加える。

付 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第59条、第60条第2項及び第63条の改正規定、第63条の次に1条を加える改正規定並びに第73条第1項の改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第76号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

損害賠償の額の決定について

損害の賠償の額を次のとおり決定する。

記

1 損害賠償の額 12,600,000円

2 相手方の住所及び氏名

住所 足立区竹の塚四丁目3番21-307号

氏名 橋本忠夫

3 事件の概要

平成14年12月2日、区役所内で開催された障害者文化祭を身体障害者通所訓練事業の一環として同事業利用者に見学させたところ、右半身に麻痺がある相手方がトイレに行った際に職員が付き添わなかったため、相手方がトイレで転倒して右大腿部を骨折し、6.5か月の入院加療を要する損害を与えた。

なお、本件事故においては、相手方の過失割合を5割とし、損害賠償の額を算定したものである。

(提案理由)

身体障害者通所訓練中の利用者の事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。

第77号議案

足立区特別工業地区建築条例

上記の議案を提出する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区特別工業地区建築条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律